

住宅取得支援で見附市への移住を後押し ～定住促進住宅取得補助金の拡充～

若者夫婦や子育て世帯の住宅取得を支援し見附市への定住を後押しするため、加算の対象となるエリアを拡大しました。例えば、市外から対象エリアに転入し住宅を取得した若者夫婦には、最大60万円の補助を行います。

また、市内業者との契約により住宅を取得する場合も、新たに加算の対象に加え、地域経済の活性化を後押ししていきます。

なお、4月1日（水）から申請受付を開始しています。

1. 補助制度の概要

見附市外からの転入者（補助額：**最大60万円**）

補助対象経費	区分		補助額
新築、建売住宅取得	基本額	「居住誘導区域」「地域コミュニティゾーン」※1に新築・建売住宅を取得する転入者	40万円
	加算額	『若者夫婦』または『子育て世帯』が、「居住誘導区域」、「地域コミュニティゾーン」に転入した場合 拡大 ※2	10万円
		市内業者との契約により住宅を取得する場合 新設 ※3	10万円

見附市内での転居者（補助額：**最大50万円**）

補助対象経費	区分		補助額
新築、建売住宅取得	基本額	『居住誘導区域』に転居する『60歳以上世帯』（居住誘導区域内での転居は対象外）	40万円
		『地域コミュニティゾーン』に転居する『若者夫婦』または『子育て世帯』（地域コミュニティゾーン内での転居は対象外）	40万円
	加算額	市内業者との契約により住宅を取得する場合 新設 ※3	10万円

※1 「居住誘導区域」「地域コミュニティゾーン」については、裏面を参照

※2 若い世代・子育て世帯への支援、移住の促進のため転入者の若者夫婦・子育て世帯に10万円が加算されるエリアに「居住誘導区域」を追加

※3 市内経済の活性化のため、転入者及び市内転居者に対して「市内業者との契約により住宅を取得」する場合、加算額10万円を新設

2. 申請方法等

- ・受付開始日 令和8年4月1日（水）
- ・申込・相談先 見附市都市環境課 都市・住宅政策係

※詳しくはHPをご確認ください。

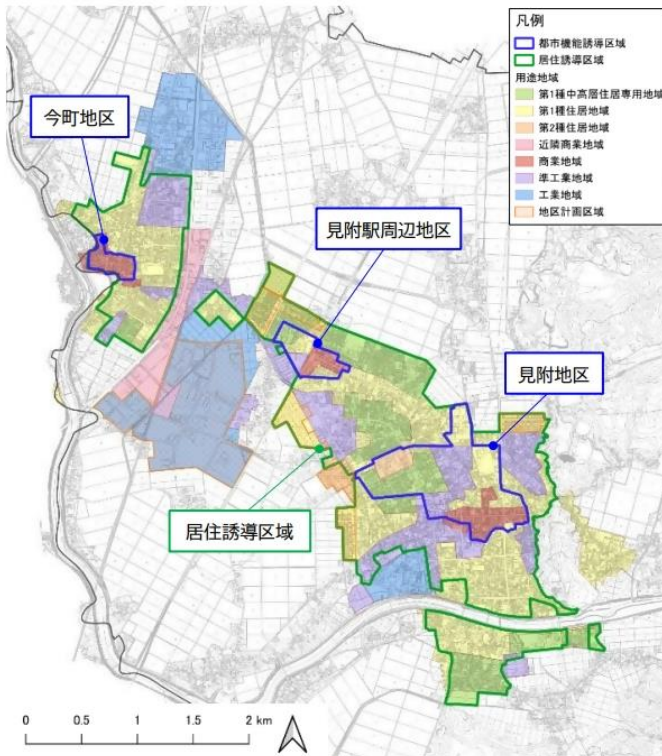


図 誘導区域図

「居住誘導区域」
 今後積極的に居住を誘導すべき区域
 ← 地図の緑枠線内のエリア

「地域コミュニティゾーン」
 今後とも地域コミュニティを維持していくため、将来的にも持続可能な生活圏として生活サービス機能及び居住の誘導を行う地域
 地図のオレンジの枠のエリア →

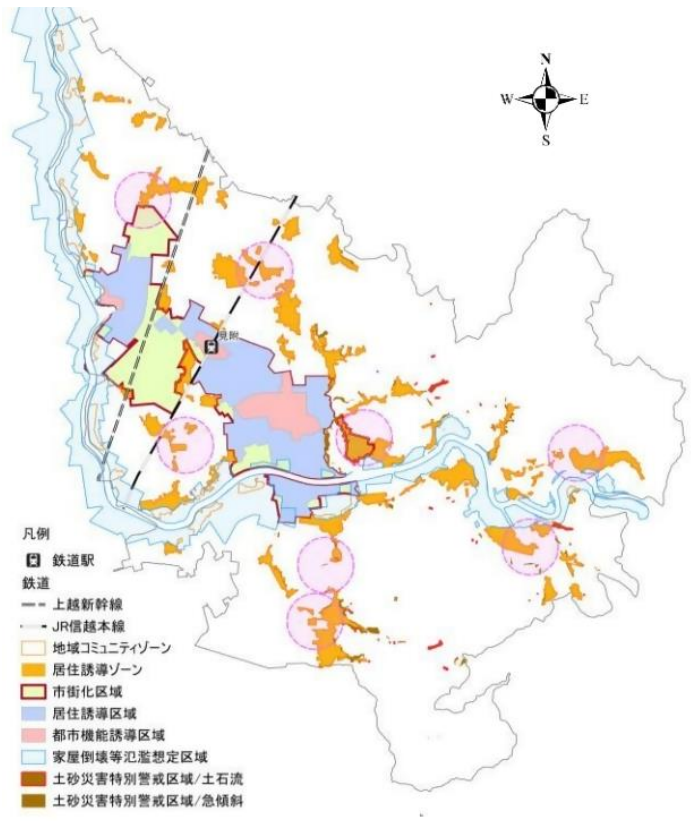


図 地域コミュニティゾーン図